

令和 8（2026）年度 第 1 回東近江市環境審議会 次第

日時：令和 8（2026）年10月 5 日（月）
午後 2 時～

場所：東近江市役所313・314会議室

1 開 会

2 自己紹介

3 会長、副会長の選出

4 会長あいさつ

5 議 事

- (1) 東近江市環境基本計画について . . . 資料 1・2
- ・ 第 2 次東近江市環境基本計画の実績報告
 - ・ 第 3 次東近江市環境基本計画の概要

- (2) 環境調査結果について . . . 資料 3

- (3) 東近江市生活排水処理基本計画（中間見直し）について . . . 資料 4

- (4) 東近江市食品ロス削減推進計画について . . . 資料 5

- ## 6 情報提供
- 東近江市の主要な外来種の対応について . . . 資料 6

7 閉 会

第 2 回東近江市環境審議会 令和 8 年12月21日（月）午後 2 時から 313・314会議室

令和8～9年度 東近江市環境審議会 委員

番号	委 員	部 門	所 属	備 考
1	岸 本 直 之	学識経験者	龍谷大学先端理工学部 教授	新 任
2	山 崎 亨	学識経験者	アジア猛禽類ネットワーク 会長	再 任
3	荒 木 希 和 子	学識経験者	滋賀県立大学環境科学研究院 准教授	再 任
4	藤 岡 康 弘	学識経験者	滋賀県立琵琶湖博物館 特別研究員	再 任
5	西 村 卓 也	関係行政機関	東近江環境事務所 所長	新 任
6	金 再 奎	関係行政機関	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター 総括研究員	再 任
7	向 春 美	市民代表	八日市商工会議所 副会頭	再 任
8	山 口 美 知 子	市民代表	公益財団法人東近江三方よし基金 常務理事	再 任
9	北 川 陽 子	市民代表	東近江市商工会	新 任
10	加 藤 紳 一 朗	市民代表	(一社) 鈴鹿10座エコツアーガイドクラブ	新 任
11	熊 倉 弘 富 美	市民代表	梵ジュール里山保全クラブ	再 任
12	水 野 扶 美	市民代表	滋賀県森林組合東近江事業所	再 任
13	上 野 明 美	市民代表	東近江市農業委員会	新 任
14	山 北 文 子	市民代表 (公募)	(NPO法人 里山保全活動団体 遊林会)	再 任
15	大 西 恒 平	市民代表 (公募)	(NPO法人 愛のまちエコ倶楽部)	新 任
16	大 前 勝 利	市民代表 (公募)	(京都大学学生総合支援機構附属ディスア ビリティ・インクルージョンセンター)	新 任

○東近江市環境審議会規則

平成18年4月1日

規則第38号

最終改正 令和5年4月1日規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、東近江市民の豊かな環境と風土づくり条例（平成18年東近江市条例第7号）第21条第5項の規定に基づき、東近江市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、特定の事項又は専門的事項を調査及び審議するため、審議会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

3 第2条から第4項までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境部森と水政策課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行後最初に開催される審議会は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（令和5年規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。